

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 物流政策課長
国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長
(公印省略)

改正物流法の施行に向けた業界ガイドラインの遵守状況に関する調査及び 標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査について（協力依頼）

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府においては、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関が連携し、政府一体となって総合的な検討を行うべく、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が令和 5 年 3 月 31 日に設置・開催された後、同年 6 月 2 日に、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする抜本的・総合的な対応として「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。

当該政策パッケージでは、「荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減、物流産業における多重下請構造の是正、荷主企業の経営者層の意識改革・行動変容等に向けた規制措置について、2024 年通常国会への法案提出を視野に具体化する」こととされ、政府において法制化の検討が行われた後、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号。以下、「改正物流法」という。）が第 213 回国会に提出され、国会での審議を経て同年 4 月に成立し、同年 5 月 15 日に公布されたところです。また、令和 2 年 4 月に告示したトラックの標準的運賃について、運賃水準を 8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を令和 6 年 3 月に告示したところです。

こうした中、改正物流法の附帯決議において、政府は、物流効率化等を図るための事業者における取組状況についてフォローアップ調査を定期的実施するとともに、標準的運賃の効果について検討し、在り方も含め適時適切な見直しを行うこととされていることから、この度、改正物流法の施行に向けた業界ガイドラインの遵守状況に関する調査及び標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査を行うことと致しました。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、貴協会の会員事業者に対して回答率の向上に向けた周知及びご回答のご依頼について、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 調査の種類

- (1) 業界ガイドライン(※)の遵守状況（物流効率化等を図るために取り組むべき事項）に関する調査
- (2) 標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査

2. 調査対象事業者

各都道府県トラック協会の会員事業者

3. 調査の方法

インターネットを用いた Web 調査及び調査票配布による書面調査を併せて実施

4. 実施時期

令和 6 年 9 月下旬から 1 か月間（予定）

(※)物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（令和 6 年 6 月）

https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000687.html